

## 倉吉市地域活動支援センター運営事業実施基準

### 1. 事業目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、ひきこもり状態の人や障がいのある人等に対して、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行うことを目的とする。

### 2. 事業内容

事業者は、地域生活支援事業実施要綱(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるセンターの基礎的事業及び重層的支援体制整備事業実施要綱（令和 3 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 10 号・社援発 0615 第 2 号・障発 0615 第 1 号・老発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長通知）に定める、地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を実施するものとする。

#### (1) 基礎的事業

- ア 創作活動の場の提供
- イ 障がい者が主体的・意欲的に取り組める生産活動の機会提供及び作業内容等の指導
- ウ 地域住民との交流、社会参加のための支援

#### (2) 機能強化事業

##### 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている。また、自立支援給付に基づく事業所に併設することも可能である。

### 3. 人員配置

- (1) 2 名以上の指導員を配置し、うち 1 名は専任とすること。
- (2) 専任の施設長を 1 名配置すること。施設長は上記指導員との兼務可能。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。
- (3) 施設長は、障がい者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有

すること。

(4) 基礎的事業による職員<sup>(※1)</sup>のうち、1名以上を常勤とすること。

(※1) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。

#### 4. 利用者数等

##### (1) 利用対象者

事業の利用対象者は、倉吉市に住所を有し、かつ居住する障がい者等で、事業の利用が必要であると認められる者とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、この限りではない。

##### (2) 1日当たりの利用者数

地域活動支援センターⅢ型 おおむね10名以上

#### 5. 利用料等

利用者の負担は、原則無料とする。

ただし、創作活動等における材料費等や飲食費その他の雑費等については自己負担として実費徴収することができる。

#### 6. 実施場所等

(1) 事業者は、障がい者等に配慮した施設、設備を整え、障がい者等の利便性が確保された場所にセンターを設置するものとする。また、4(2)の利用者数が1度に利用できるスペースがあること。

(2) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

#### 7. 開所日及び閉所日等

(1) 開所日 原則として月17日以上

(2) 開所時間 原則として1日6時間以上開所すること。

#### 8. その他留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例(鳥取県条例第73条)を遵守すること。